

令和7年第11回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月7日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事録署名委員の指名

日程第2議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号 非農地証明願について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畠 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 5名

中部地区 佐藤 進蔵

朝日地区 伊藤 博文

東山2地区 大野 泰徳

浜脇地区 安部 憲次

内成地区 園田 喜久男

欠席委員

亀川地区 恒松はつみ

東山1地区 大野 基

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主 任 高橋 恒太

午後2時00分 開会

(事務局)

総会を始めるにあたり、お願ひ事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

それでは、ただいまより令和7年第11回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

(会長)

皆さんこんにちは。

本日は、農地利用最適化推進員の皆さんにもご出席いただいております。

先日の全国棚田サミットは、県内外から多くのお客様をお迎えし、盛大に開催することができました。開催前には、メイン会場である内成や各会場での草刈り、また、当日の受付や式典等の参加、地域の方への声掛け・現地見学会など委員の皆様には多大なるお力添えをいただきました。サミット実行委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようありますので、2番委員、3番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号 申請番号1 贈与人 別府市及び佐賀県三養基郡の方、受贈人 別府市の方です。贈与人の職業は、市内の方が無職、県外の方は会社員、受贈人の職業はパートです。農振地域外、申請の土地は、大字鶴見 田、現況 畑 107m²です。

申請事由は、贈与人が、耕作の規模を縮小したい・県外居住のため耕作できない、受贈人が現在共有している農地であり、耕作が可能、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから4ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。5ページが字図、6ページが位置図、7ページが航空写真です。8ページが会長と朝日地区推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。朝日地区の〇〇推進委員から補足説明をお願いいたします。

(〇〇委員)

はい。場所は6ページですが、居住地の前の土地で現在畠を耕作しております。ご主人は〇〇〇のOB、生まれは〇〇で農業を営んでいました。奥様は現在パートをしているということなんですが、自宅の前の畠でいつも手入れをしている状況でした。ご主人も農業の知識があり、奥様の方であり、耕作も十分にできると見受けられました。私からは以上です。

(議長)

ただいま、〇〇推進委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようあります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしのことあります。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号 申請番号1 請渡人 別府市の方、譲受人 大分市の法人です。区分、農振地域外、9月の現地調査で第2種農地と判断していただいた土地です。申請の土地、大字内成、原野、現況荒地、7,970 m²です。施設の概要及び転用の時期ですが、駐車場と一部を資材置場にする予定で、令和8年3月31日までに完了予定です。お配りしている総会議案資料をご覧ください。9ページは申

請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。10ページが事業計画書です。

転用者は、土木工事・建設工事・不動産業その他を営む法人ですが、申請地には別府市や杵築市・由布市で行われる土木工事・建築工事に必要な工事車両の駐車場として利用するほか、コンクリート製品、足場材などの資材置場とする予定です。11 ページが土地地用計画図です。12 ページが字図、13 ページが位置図、14 ページが見取図です。15ページが現地の写真です。申請地の北側には農地が存在しますが、大きな建築物の予定もなく排水管理も既存の側溝に放流することなどから、影響はないものと判断されます。水利組合はありません。以上のことにより、周辺農地への影響はないものと考えられます。転用に関する費用は、低木の伐採や草刈代、整地代で一円を予定しています。資金は全額自己資金で実施する計画であり、必要金額を超える銀行の通帳の写しの添付があり、転用の実現性は問題ありません。また、都市計画法上の盛土規制(宅造等)、景観法及び建築基準法の手続きが必要ないことは都市計画課に確認しております。その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。工事期間は許可日から令和8年3月31日までを予定しており、転用は確実であると思われます。許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)の「第2種の農地の許可」に該当することを9月の現地調査で確認していただいております。また、本件は、追認のため、譲渡人・譲受人の双方から始末書が提出されています。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の○○委員から補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

はい。皆さんに見ていただいた場所です。本来の形での申請ではありませんが、大分県等の指導をいただきながら追認の形での申請となりました。売る方、買う方の始末書が出ているということですが、今後は○○○地区でこういうことがないようにしていきたいと思います。以上です。

(議長)

○○推進委員、補足があればお願いします。

(○○委員)

今のとおりです。特にありません。

(議長)

ただいま、○○委員から補足説明がありました。議案第2号申請番号1番について、ご質問等があればお願いします。

(各委員)

特にありません。

(議長)

それでは、議案第2号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)
異議なし

(議長)

異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第3号申請番号1「非農地証明願について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案の4ページをご覧ください。申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 若草町、田、現況 駐車場 670 m² です。理由、33年以上前から駐車場として利用している、です。総会資料をご覧ください。16ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。17ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。18ページが航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。19ページが○○委員、○○推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員)

この土地は、児童公園がありますがその東側の土地で、そこに書かれている33年前から駐車場で、これを農地に戻すのは難しいと思いますので、非農地でよいと思います。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。○○推進委員、補足があればお願いします。

(○○委員)

特にありません。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

特にありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)
異議なし。

(議長) ご異議なしと認めます。議案第3号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。
続いて、議案第3号申請番号2「非農地証明願いについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議案の4ページをご覧ください。申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 若草町、田、現況 駐車場 324 m² です。理由、33年以上前から駐車場として利用している、です。申請番号1の土地の隣地です。総会資料をご覧ください。20ページが非農地証明願い、議案と重複するので説明は省略します。21ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。22ページが航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。23ページが3番委員、○○推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長) ただいま、議案第3号番号2について事務局の説明が終わりました。3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員) この土地も先ほどの土地の隣接地で 33 年前から駐車場なのでこれも仕方ないかなど思います。以上です。

(議長) ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。○○推進委員補足があればお願いします。

(○○委員)
別にありません。

(議長) ただいま、3番委員の説明が終わりました。議案第3号番号2について、ご意見・ご質問等があればお受けいたします。

(各委員)
ありません。

(議長) ご意見・ご質問もないようあります。
それでは、議案第3号番号2について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)
異議なし。

(議長)
ご異議なしと認めます。議案第3号 申請番号2番を許可することに決定いたしました。
ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。
報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)
ありません。

(議長)
特にご質問等もないようあります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1及び2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)
ありません。

(議長)
特にご質問等もないようあります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から11について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(事務局)
はい。すみませんが、1つ訂正がありまして、議案の7ページと8ページの施設の概要及び転用の時期についてのところですが、全てアスファルト塗装となっておりますが、アスファルト舗装の誤りです。

(議長)
はい。何かご質問等はありませんか。

(各委員)
ありません。

(議長)
特にご質問等もないようあります。
続きまして報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)
特にありません。

(議長)
特にご質問等もないようあります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしま

した。

午後3時30分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長

会長

署名委員

2番委員

署名委員

3番委員